役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成24年 4月 1日24規程第 5号 改正 平成25年 6月18日25規程第14号

(目的等)

- 第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会(以下「この法人」という。) 定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し 必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律 第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号に定める報酬等の支給の基準とす る
- 3 この規程は、認定法第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。この規程を 変更したときも、同様とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上この法人に出勤する者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価と して受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用と は明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費等を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、月額とし、別表に定める常勤役員等俸給表(以下「役員俸給表」という。)の常勤役員欄の額(週4日出勤者については当該額に5分の4を乗じ、週3日出勤者については当該額に5分の3を乗じて得た額)とする。ただし、監事を除く常勤役員については、会長が理事会の承認を得て当該役員俸給表に基づく額未満の額とすることができる。
- 3 非常勤役員のうち、会長、理事長、専務理事、業務執行理事及び監事(以下「会長等 非常勤役員」という。)の報酬は、日額とし、会長等非常勤役員のこの法人の役員とし ての職務の遂行(理事会等出席を含む。)1日当たり役員俸給表の会長等非常勤役員欄 の額とする。ただし、監事を除く会長等非常勤役員については、会長が理事会の承認を 得て当該役員俸給表に基づく額未満の額とすることができる。
- 4 会長等非常勤役員を除く非常勤役員の報酬は、日額とし、会長等非常勤役員を除く非

常勤役員の理事会等出席1日当たり30,000円とする。

- 5 評議員の報酬は、日額とし、評議員の評議員会等出席1日当たり30,000円とする。
- 6 非常勤役員及び評議員に対して、この法人より委員会の委員及び原稿執筆等を委嘱した場合には、当該委員会委員等に係る謝金の支給の基準に基づき委員謝金等を支給することができる。また、当該謝金は、役員等の立場に対し支給する場合を除き、本規程に定める役員等の職務遂行の対価としての報酬等とは明確に区分されるものとする。
- 7 常勤役員の退職に当たっては、その在職期間に応じ第6条に規定する退職金を支給する。

(報酬等の支払)

- 第4条 役員等の報酬等は、法令等の定めるところにより、役員等の報酬等から控除すべき額を控除し、その残額をもって直接役員等に支払う。
- 2 この法人は、役員等の同意がある場合には、報酬等の支払いについて当該役員等が指 定する銀行その他の金融機関の当該役員等の預金又は貯金の口座への振り込みによるこ とができる。

(報酬等の支給)

- 第5条 常勤役員及び会長等非常勤役員(以下「常勤役員等」という。)の報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、繰り上げて支給する。
- 2 月の中途において、新たに常勤役員に任命され、又は常勤役員が退任し、若しくは解任されたときの当該月の報酬は日割で計算した額(50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)を支給する。ただし、常勤役員が死亡したときは、当該月の全額を支給する。
- 3 非常勤役員(会長等非常勤役員を除く。)及び評議員の報酬等は、理事会等又は評議員会等への出席の都度、当該出席日以降にすみやかに支給する。ただし、必要がある場合には出席日前に支給することができる。
- 4 会長等非常勤役員のうち監事については、第1項及び前項の規定にかかわらず、報酬等を理事会等又は評議員会等への出席の都度、当該出席日以降(必要がある場合には出席日前)に支給することができる。

(退職金)

- 第6条 常勤役員が退職した場合(非常勤役員となった場合を含む。)においては、常勤役員在職期間、1ヶ月につき、その者の退職時における月額報酬の額に10分の1(その常勤役員在職期間に平成12年3月31日以前の期間が含まれる者の平成12年3月31日以前の期間については、10分の2.5)を乗じて得た額を支給する。ただし、常勤理事については、会長が理事会の承認を得て、当該額未満の額とすることができる。
- 2 常勤役員在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じた時は、1ヶ月とする。
- 3 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の常勤役員に就任したとき

は、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。役員の任期満了の日以前において、役職を異にする常勤役員に就任したときも同様とする。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員等からその職務の遂行に伴い発生した交通費、通勤手当、旅費 (宿泊費等を含む。)及び手数料等の経費について請求のあったときは遅滞なく支払う ものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員等に前項の通勤手当を支給する場合は、その額は1ヶ月当たり55,000 円を上限に通勤のために利用する交通機関又は有料道路の運賃又は料金及び自動車その 他の交通用具の使用距離等に応じたものとし、その支給日は前項の定めにかかわらず報 酬の支給日とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(施行細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日から施行する。
- 2 役員報酬規程(20規程第3号)、役員退職金規程(ADEP第12-162-02号)及び非常勤役員並びに評議員に係る報酬及び費用弁償に関する規程(18規程第5号)は、廃止する。

附則

この規程は、平成25年6月18日から施行する。

別 表

常勤役員等俸給表

(単位:円)

区分	常勤役員	会長等非常勤役員 (日額)
会長及び理事長	910,000	44,000
専務理事	840,000	41,000
業務執行理事	780,000	38,000
監事	780,000	38,000